

諮問番号：令和 4（処分）諮問第 1 号

答申番号：令和 4（処分）答申第 1 号

答申書

第 1 審査会の結論

令和 4 年 6 月 13 日付けで処分庁名張市長が審査請求人に対して行った地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 294 条第 1 項第 1 号及び名張市市税条例（昭和 29 年名張市条例第 14 号）第 21 条第 1 項第 1 号に基づく県民税及び市民税に係る賦課処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の配偶者の介護保険料の納付方法が普通徴収（介護保険法第 131 条）の場合、審査請求人が配偶者の介護保険料を支払ったときには、審査請求人による納付であるため、配偶者の介護保険料は審査請求人の社会保険料控除の対象になる（法 314 条の 2 第 1 項第 3 号、同法 34 条第 1 項第 3 号）。

しかし、配偶者の介護保険料の納付方法が特別徴収（介護保険法第 131 条、同法第 135 条）の場合には、配偶者自身による納付であり、審査請求人が現に支払ったものではないことから、審査請求人の社会保険料控除の対象にならない。

介護保険法第 135 条は、これらの事実を事前に告知していない点で適切な手続がされておらず、憲法 31 条に違反している。

また、特別徴収額の通知を受けた者は、特別徴収以外の方法で納付することができないことから、介護保険法第 135 条は、憲法で保障されている支払方法の選択の自由を侵害し、違憲である。

以上のことから、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

本件処分に係る審査請求については、行政不服審査法第 45 条第 2 項で「理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却」し、同法第 46 条第 1 項で「理由がある場合」には「審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する」としており、これらの規定における「理由」とは、審査請求により処分の取消し又は変更を求めること自体の当否、すなわち、処分に違法又は不当な瑕疵があるかどうかを意味しているのであるから、法令の規定が憲法に違反するかどうかを判断するものではない。

本件処分について、その手続の過程及び結果に違法な点はなく、適法な処分

であるから、本件審査請求は棄却されるのが適当である。

第3 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 理由

審査庁は、行政機関であり、裁判所が持つ法令審査権を有しないことから、介護保険法が違憲であるとして、本件処分 of 違法を判断することができないものと解される。

よって、本件審査請求には、理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は以下のとおりである。

年月日	処理内容
令和4年10月20日	審査庁からの諮問
令和4年12月 7日	審議
令和4年12月27日	答申

第5 審査会の判断の理由

1 審査請求人は、本件処分が適法であることを認めた上で、介護保険法第135条の違憲について主張するが、処分庁はその立場上、法令等に基づいた処分を行うほかなく、法令等そのものの合憲性については、行政不服審査において問えるものではない。

したがって、本件処分は審査請求人も認めるとおり適法であることから、本件審査請求には理由がなく、行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき棄却すべきと判断した。

名張市行政不服審査会
会長 辻 陽
委員 中野 栄蔵
委員 高嶋 雅子
委員 竹谷 和也
委員 田中 友康